

## 林材業労働災害防止計画(5カ年計画)の最終年度の取組について

第13次労働災害防止計画(以下「13次災防計画」という。)を基本とした林材業労働災害防止計画(5カ年計画・平成30年度～令和4年度)(以下「5カ年計画」という。)に基づく対策を推進してきたところであるが、5カ年計画に掲げた計画の目標の達成状況は、次のとおりである(表1・2)。

死亡災害は、林業が前計画期間中では年間40人台であったものが概ね30人台の水準となり、目標値をほぼ下回る状況で推移し、また、木材製造業では減少傾向にはあるが、目標値をやや上回る状況が続いている。

死傷災害は、林業が目標値を下回ったことはなく増減を繰り返す状況にあるものの、目標値に向けた減少傾向にあり、また、木材製造業では減少傾向をたどり令和2年には目標値を下回ったが、令和3年は増加し目標値をやや上回る状況にある。

以上のとおり、一部に厳しい面はみられるものの、いずれの目標も達成可能な状況にあるものと考えられる。

このため、5カ年計画の最終年度における目標達成に向けて、引き続き、5カ年計画に基づく各種の労働災害防止対策を一つひとつ着実に推進するとともに、それらの対策がより一層効果的なものとなるよう、下記のとおり、最終年度の取組(最終年度対策)に取り組むものとする。

表1:死亡災害

(年・人)

業種 (目標)	確定値					速報値(各年12月末)(注2)		
	H29	H30	R元	R2	R3	H29	R2	R3 (対H29,対R2)
林業 (34人以下)	40	<u>31</u> (注1)	<u>33</u>	36	-	40	36	29 (-11,-7)
木材製造業 (5人以下)	6	11	10	7	-	6	7	7 (+1,±0)

表2:死傷災害

(年・人)

業種 (目標)	確定値					速報値(各年12月末)		
	H29	H30	R元	R2	R3	H29	R2	R3 (対H29,対R2)
林業 (1,248人以下)	1,314	1,342	<u>1,248</u> (注)	1,275	-	1,287	1,262	1,214 (-73,-48)
木材製造業 (1,131人以下)	1,191	1,196	1,161	<u>1,045</u>	-	1,153	1,018	1,102 (-51,+84)

(注1) 確定値の下線は、目標値以下又は目標値を下回る数値であることを示している。

(注2) 令和4年2月7日の速報値による。

## 記

5カ年計画に基づく各種の労働災害防止対策がより一層効果的なものとなるよう、それらの労働災害防止対策を推進する中で、計画期間中に多く発生している死亡災害

の分析結果と対策について、日常作業に反映できるよう、本部・支部・会員事業場は以下に取り組むものとする。

### 1 本部の実施事項

- ア 本部は、計画期間中に多く発生している死亡災害に関してその主な類型ごとに分析結果と対策を「会員事業場の取組事項」として取りまとめたところであり、その内容は別添のとおりである。
- イ 本部は、「会員事業場の取組事項」を周知するため、最終年度対策推進資料(「会員事業場の取組事項」を取りまとめたもので、分析結果と対策、事業場自主点検表チェックリスト等を掲載したパンフレット)等を作成し、支部を通じて会員事業場等に配布する。
- ウ 地方駐在安全管理士は、集団指導、現場安全パトロール等の際に、「会員事業場の取組事項」を最終年度対策推進資料等を活用して改めて周知するとともに、最終年度対策の実施状況に不備があればその場で指導、助言を行う。

### 2 支部の実施事項

- ア 支部は、5カ年計画等に基づく既存の会員事業場等への集団指導、現場安全パトロール等の際に、「会員事業場の取組事項」を最終年度対策推進資料等を活用して周知するとともに、最終年度対策に係る実施の徹底を図る。  
このため、最終年度対策推進資料等を会員事業場等に配付するほか、会員事業場の取組事項を説明すること等により、会員事業場の取組を指導する。
- イ 支部は、林材業労働災害防止月間(7月)及びその準備期間(6月)、林材業労働衛生週間(10月1日～7日)及びその準備期間(9月)並びに林材業年末年始無災害運動(12月15日～1月15日)の期間は、特に、地方駐在安全管理士と協力の上、会員事業場等への集団指導等の強化を図る。
- ウ 支部長は、林材業労働災害防止月間及びその準備期間、林材業年末年始無災害運動の期間中は、率先して会員事業場の現場安全パトロール等を自ら行い、「事業場自主点検表チェックリスト」も活用して、その徹底を図る。

### 3 会員事業場の実施事項

- ア 会員事業場は、5カ年計画に基づき、林材業労働災害防止規程の遵守、リスクアセスメントの実施、安全衛生教育の確実な実施、高年齢労働者対策のほか、林業・木材製造業に関する各種の労働災害防止対策を着実に実施する。
- イ 会員事業場は、上記アの実施に際しては、「会員事業場の取組事項」について、最終年度対策推進資料等を活用して、作業者が行う日常作業に着実に反映させる。特に、林材業労働災害防止月間及びその準備期間、林材業年末年始無災害運動の期間中は集中して取り組み、労働災害の発生防止を図る。
- ウ 従来から再発防止対策に活用している「今日の作業ポイントカード」の一層の利用を促進するため、班長等リーダー等に対し、同カードの内容が日常の作業に反映されているかを、「事業場自主点検表チェックリスト」によりチェックさせる。

(林災防HP [自己点検表](#) 「今日の作業ポイント」カード林業作業(木材製造業)、「林業(木材製造業)事業場自主点検表 チェックリスト」)